

令和6年度  
印西市地域包括支援センター事業計画（案）

印西市船穂地域包括支援センター

## 1 総合相談支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
総合相談業務	○複雑かつ多様化する相談に対し、3職種がチームとなって必要な方策の検討とそれに基づく速やかな初期対応を行い、適切な機関・制度・サービスへつなげる。	○毎日朝礼を行い、3職種間で情報共有を行う。困難事例等も専門性を生かしてチームで支援方針を随時話し合い終結に向けて対応していく。 ○高齢分野だけでなく複雑多様化する相談に対し、他相談支援機関と研修等を通じて顔の見える関係作りを検討していく。 ○「困りごとの早期発見、早期対応、予防的対応ができる地域づくり」を目指し、業務を行っていく。
実態把握	○圏域の実情に合わせた手段により地域の高齢者の心身状況や家庭環境等について実態把握を行い、要援護高齢者への早期対応が可能となるよう、日ごろから地域の関係者間で情報共有を行うなどネットワークの構築を図る。	○民生委員、支部社会福祉協議会やいんざい健康ちょきん運動等、地域住民との顔の見える関係作りを進展させ、地域作りを協働する関係を目指していく。 ○センターの広報紙を2か月に1回発行する。圏域の実情に合わせて、地域の集まりに参加したり、ポスティングをする等し、センターの周知、ネットワークの構築を行っていく。

## 2 権利擁護業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
成年後見制度の活用促進	○判断能力の低下がみられる高齢者やその家族等からの契約や金銭管理等の相談に対して、印西市成年後見支援センターと連携し、日常生活自立支援事業、成年後見制度の説明を行う。 ○市は相談会や出前講座などを開催して制度の周知啓発に努める。	○日常生活自立支援事業や成年後見制度が必要な高齢者等を把握し、制度利用の支援をしていく。 ○市長申し立てが必要な高齢者については、速やかに市と連携を図り対応をしていく。
高齢者虐待への対応	○地域のネットワークを活用して、虐待防止及び早期発見に努めるとともに、虐待通報や相談があった場合は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「印西市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、市と情報共有をしながら、事実確認や虐待の判断を行い、連携を図りながら適切な支援を行う。	○虐待通報があった際は、「印西市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、緊急性の判断、3職種間での協議、市への報告を迅速に行う。対応については可能な限り2名体制を取り、養護者支援や介入の期限等について、市と継続的に連携を図っていく。また、マニュアルの見直しについて、随時市と意見交換を行っていく。 ○虐待を未然に防げる状況での関与ができるよう、虐待通報窓口の周知を行っていく。
消費者被害の防止	○民生委員や介護支援専門員、訪問介護事業所、消費生活センターとの連携のもと、消費者被害情報の収集に努めるとともに、経済振興課が設置している消費者安全確保地域協議会に参加し、被害を未然に防ぐために必要な支援を行う。	○消費生活センターや警察等と連携を図り、消費者被害防止についての支援を行っていく。 ○地域住民等が集まる場において、消費生活センターの講座や警察の講話等の機会を作り普及啓発に努める。

### 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
包括的・継続的なケア体制の構築	○在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関や関係機関との連携体制を構築し、介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援する。	○介護支援専門員に対して地域ケア推進会議への参加を促し、医療機関や民生委員等関係機関との顔の見える関係作りを行い、連携を促進する。 ○今後ヤングケアラー等高齢分野だけではない事例が増えることが予想され、介護支援専門員が他相談支援機関と連携が図りやすい関係を作ることが出来るよう支援を行っていく。
介護支援専門員に対する支援	○地域の介護支援専門員が業務を円滑に行えるよう、入退院時の医療機関との連携、支援困難事例への指導・助言など、専門的な見地からの総合調整や後方支援を行う。 ○介護支援専門員の資質向上を図るため、事例検討会や研修会等を実施する。	○5包括協働による介護支援専門員対象の研修会等の企画、運営。 ○いんばケアマネネットワークの活動協力、市内主任介護支援専門員会議の運営等、介護支援専門員のネットワークの構築。 ○地域思いやりケア会議の実施、支援困難事例対応等介護支援専門員への後方支援。

### 4 地域ケア会議推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
地域ケア会議の開催	○地域の多様な関係者が適宜協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援等を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活ができるよう地域全体で支援する。 ○市は、多職種の専門的な視点に基づく自立支援型地域ケア会議を開催し、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメント支援を行うとともに、地域資源の把握や多職種の連携体制の構築に努める。 ○センターは、介護支援専門員が抱える困難事例等について個別ケースに関する関係者を集め、地域住民や関係機関による個別ネットワークの構築を図るとともに支援方針を検討する。 ○センターは、地域思いやりケア会議で把握した地域で不足している社会資源や取り組むべき課題について関係者で共有し、第2層協議体と連携しながら検討を行う。 ○市は、地域思いやりケア会議では解決に至らなかった課題や市全体での検討が必要な課題について情報を共有し、社会資源の開発や施策の提言に結び付けていく。	○介護支援専門員が困難事例等を相談しやすい関係作りを行うとともに、地域思いやりケア会議の開催により高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう支援していく。また、地域思いやりケア会議や自立支援型地域ケア会議、相談内容の把握・分析から地域課題へと連動できるよう積み重ねていく。 ○これまでの地域ケア推進会議で話し合った地域の課題解決に向けて、「見守り声掛け訓練」、「男性介護教室」を継続して実践していく。

## 5 在宅医療・介護連携推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
医療と介護の連携推進	<p>○医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業者との協働・連携を推進する。</p> <p>○「在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議」を開催し、各施策の推進の取組強化を図る。</p> <p>○高齢者と家族が療養生活について我が事として意思決定できるよう、市民への周知啓発に努める。市民啓発講演会等を開催をする。</p> <p>○在宅療養生活を支える医療関係者への支援を行う。</p> <p>○介護と医療サポートガイド、終活ノート（わたしノート）等の内容を検討する。</p>	<p>○在宅医療・介護連携、認知症対策推進会議や多職種協働研修会の実施協力をし、医療と介護の連携推進を図る。</p> <p>○市民啓発講演会や出前講座の実施協力、介護と医療サポートガイド、終活ノート（わたしノート）を活用し、在宅療養について市民への普及啓発を図る。</p>

## 6 生活支援体制整備事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
生活支援コーディネーターと協議体との連携	<p>○住民主体の支えあいの体制づくりを推進するため、第1層（市全域）及び第2層（日常生活圏域）生活支援コーディネーターを配置する。</p> <p>○第1層・第2層生活支援コーディネーターと地域の実情や課題を整理し、協議体の設置について検討を行う。必要に応じて、協議体の設置運営に取り組む。</p> <p>○センターは、第2層生活支援コーディネーターと連携を図るとともに、協議体に参加し、地域における一体的な生活支援サービスの体制整備に市と協働して取り組む。</p>	<p>○総合相談、自立支援型地域ケア会議、通所型サービスC等を通して、ニーズ把握シートを活用し、地域の実情や課題を整理する。</p> <p>○圏域の民生委員、支部社会福祉協議会活動やいんざい健康ちょきん運動、サロン活動等の支援を通して、協議体につながるような関係作りを行い、必要に応じて設置運営を行う。</p>

## 7 認知症施策推進事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
認知症初期集中支援推進事業	<p>○認知症になっても本人の意思が尊重され、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の人や家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、対象者をできるだけ早期に適切な医療や支援機関に結び付け、地域での生活に向けた支援体制を構築する。</p> <p>○センターは「認知症初期集中支援チーム」との同行訪問や情報共有など連携に努める。</p> <p>○初期集中支援チーム検討委員会を在宅医療・介護連携推進会議と合併させ、医療と介護の連携の中での初期集中支援の位置づけを明確にし、認知症の人とその家族を地域で支えるための体制づくりについて包括的に検討していく。</p>	<p>○認知症の方ができるだけ早期に適切な医療や支援機関に結びつくことができるよう、必要な方の早期発見に努める。また、支援が困難となっている対象者についても、相談ができるよう介護支援専門員等へ事業の周知を行っていく。</p> <p>○支援の目的や方向性をチームとセンターで共有し、スムーズな支援が実施できるよう連携を図る。</p>
認知症地域支援・ケア向上事業	<p>○地域の実情を把握し、相談に応じることができる体制を整えるとともに認知症当事者と家族の支援を地域で円滑に推進することができるよう、認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談等を専門的に対応できる体制づくりに努める。</p> <p>○認知症地域支援推進員および認知症コーディネーターが、日頃の相談対応などから地域の課題やニーズ、当事者の思いをくみ取り、認知症支援に必要な施策を企画・提案・実践していけるための支援を行う。</p> <p>○センターは地域の特性を生かした認知症カフェを開催し、認知症当事者を支えるつながりの支援と家族の介護負担の軽減、および認知症に対する理解を促進し地域での支援者の育成を図る。開催方法については感染症対策を考慮した内容とし、可能な限り当事者やその介護者の思いが周知されるよう、当事者の参加を増やす。</p>	<p>○認知症カフェは、感染対策を考慮し、通常のカフェスタイルも検討しながら実施する。当事者や家族の参加を増やし、その思いを反映できるよう努める。当事者の方が生き生きと活動できる、家族の方が安心して過ごせる、相談できる場とする。</p> <p>○地域ケア推進会議と連動し、「認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できること」を目指し、「認知症サポーター養成講座」、「見守り声掛け訓練」を実施していく。</p>
普及啓発・見守り体制の構築	<p>○認知症サポーター等養成講座を企画、実施するキャラバン・メイトを養成し、地域において認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成講座の開催や理解促進のための取り組みを積極的に行う。</p> <p>○小学生・中学生の講座については、感染症拡大防止に配慮し、時間短縮(45分)、スタッフの減、クラス単位での開催可能とするなどの工夫を行いながら実施。</p> <p>○成人、職域での実施については積極的に周知し実施する。養成したサポーターと認知症地域支援推進員、認知症コーディネーター、生活支援コーディネーターを結び付け、ボランティアなど、地域で認知症の人を見守り支える体制を構築していく。</p>	<p>○認知症サポーター養成講座、見守り声掛け訓練の実施を積極的に地域に呼びかけ、認知症の人を見守り支える地域づくりを構築していく。また、見守り声掛け訓練の実施にあたっては、認知症サポーター養成講座受講者やボランティアが協力者となり、チームオレンジの活動も視野に入れて働きかけていく。</p>

## 8 介護予防ケアマネジメント業務・指定介護予防支援業務

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防ケアマネジメント業務 指定介護予防支援業務	<p>○要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対して、自立支援を目的に主体的な取り組みができるよう、介護予防サービスに加えて住民主体の通いの場等の地域資源の活用も視野に入れたケアマネジメントを行う。</p> <p>○3職種については、包括的支援事業に影響が生じないよう市が定めた上限件数の範囲内で業務を行う。</p> <p>○業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切なケアマネジメントが実施されているか責任をもって関与するとともに正当な理由なしに特定の事業者には偏らないよう配慮する。</p>	<p>○利用者が自立支援を目的とした主体的な取り組みができるようセルフマネジメントの意識を持つことが出来るよう関わる。また、プランの中に地域資源を位置づけられるよう「地域で活動する」・「社会参加する」という視点を持ちケアマネジメントを行う。</p> <p>○適切なケアマネジメントの実施が確認できる表を作成し管理するとともに、委託先についても偏りが無いよう一覧表を作成し管理をしていく。</p>

## 9 一般介護予防事業

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
介護予防把握事業	<p>○基本チェックリストを主としたアンケートを、介護認定を受けていない75歳以上の対象者に送付し、ハイリスク者を把握する。把握したハイリスク者に対し、早期介入を行う。</p>	<p>○市と連携し、ハイリスク者への早期介入を行っていく。</p>
介護予防普及啓発事業	<p>○介護予防把握事業の結果を踏まえ事業の展開方法を検討していく。</p> <p>○今ある事業については、介護予防把握事業で把握したハイリスク者や必要な対象者を参加につなげ、ケアマネジメント力を身につけ、介護予防活動に取り組んでもらう。</p>	<p>○特にこれから介護が必要になる前期高齢者に対して、介護予防についての関心を高めるため、セルフマネジメントや社会参加、介護予防の必要性について広報誌や出前講座等により、普及啓発を行っていく。</p>
地域介護予防活動支援事業	<p>○高齢者の体力の維持・向上と地域の仲間づくりを目的とした「いんざい健康ちょきん運動」の活動を通して、住民が主体となった通いの場の充実を図る。</p> <p>○センターは、地域において住民の活動支援を行うとともに、生活支援コーディネーターと連携して事業の普及・啓発に取り組み、地域の支え合いづくりを推進する。</p>	<p>○「いんざい健康ちょきん運動」は、介護予防だけではなく、地域づくりに資するものと考え、第2層生活支援コーディネーターによる関りを積極的に行い、住民主体の活動の充実を図る。</p>



## 10 運営体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
職員の配置	<p>○「印西市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る職員等の基準を定める条例」に基づき、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員（これらに準ずる者も可）の3職種を配置する。</p> <p>○認知症地域支援推進員（兼務）、第2層生活支援コーディネーターを配置する。</p>	<p>○3職種、認知症地域支援推進員、第2層生活支援コーディネーターの安定した配置を継続していく。</p>
職員の姿勢	<p>○センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、連携・協働する「チームアプローチ」を実践し、多様な観点から効果的な支援を行う。</p>	<p>○全職員で毎日の朝礼、月2回のセンター内会議を通してケース検討、事業計画の進捗状況等について情報共有し、チームアプローチを実践していく。</p>
職員のスキルアップ	<p>○センター職員は、相談技術やケアマネジメント技術の向上、業務に必要な知識、技術の習得を目的とした研修等に積極的に参加し、各職員が学んだ内容を全職員に伝達・共有することにより、センター全体のスキルアップに努める。</p>	<p>○外部研修には積極的に参加できるよう業務体制を整備する。研修参加後は、復命報告をし情報共有を行う。研修内容は具体的実践につなげていくことを意識していく。</p>

## 11 管理体制

項目	市の方針	地域包括支援センター重点課題・目標
個人情報の保護	<p>○センターは、業務上多くの個人情報を知りえる立場にあることから、その取扱いにあたっては「個人情報の保護に関する法律」に基づき、情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に注意する。</p>	<p>○「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切に個人情報の管理をすると共に、事業所内研修を行い徹底を図る。</p> <p>○個人情報を含む書類は、鍵のある棚等に管理し、不必要な持ち出しは行わない。</p>
苦情対応	<p>○センターに対する苦情を受けた場合は、迅速かつ適切に対応し、その内容及び対応等を記録し、必要に応じて市に報告する。</p>	<p>○苦情については苦情マニュアルに沿って迅速に対応し解決を図る。対応については、記録し再発防止に努める。</p>
緊急時対応	<p>○センターは、緊急時の対応が必要になることを想定し、夜間休日を問わず24時間連絡を取ることができる体制を確保する。</p>	<p>○当番制により24時間転送電話にて対応できる体制を整える。</p>